

藤枝市木造住宅建替事業 書類は全て1部

＜① 除却工事費及び建設工事費を補助対象とした申請の場合＞

申請者	市
1.交付申請書 ※契約前に申請が必要です。 ①交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（第1号様式その2） ③案内図（原則 1/2500 以上の地図） ④公図の写し ⑤申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書 ⑥建替前及び建て替え後の家族構成報告書（第15号様式） ⑦母子健康手帳の写し ※子育て世帯で子の出産予定である場合又は三世帯同居世帯で孫の出産予定である場合 ⑧通知連絡先 【除却建物に係る書類】 ⑨除却工事費のわかる見積書の写し ⑩昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの(次のいずれかの写し) Ⅰ) 建築確認通知書 Ⅱ) 固定資産登録事項証明書（家屋） Ⅲ) 家屋登記簿 ⑪既存住宅が耐震性のないことを確認できるもの(次のいずれかの写し) Ⅰ) 専門家による耐震診断結果報告書 Ⅱ) 容易な耐震診断調査票 ⑫住み替えの後の住宅が地震に対して安全な構造であることが確認できるもの ⑬既存住宅の配置図及び各階平面図 ⑭除却工事前の写真 【建設建物に係る書類】 ⑮建設工事費用のわかる見積書の写し ⑯建設工事に係る住宅の配置図及び各界平面図 ⑰省エネ基準の要件確認書（第16号様式）	受理 （書類審査）
受領	交付決定通知
契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。） 2. 変更承認申請書 ＜補助金の額に変更が生じた場合＞ ①変更承認申請書（第5号様式） ②事業計画書（第1号様式その2） ③申請時の書類のうち変更が生じたもの 3. 中止又は廃止をする場合 ①計画廃止(中止)届（第7号様式）	受理 （書類審査）
受領	変更承認通知
事業完了	
4. 実績報告書 ※事業完了をしてから30日以内かつ2月末まで ①事業完了実績報告書（第9号様式） 【除却建物に係る書類】 ②除却工事の完了写真 ③除却工事費に係る領収書等の写し ④建築物除却届（建築基準法第15条第1項の規定による）の写し ⑤建設リサイクル法の届出の写し ※届出対象工事のみ 【建設建物に係る書類】 ⑥建設工事の完了写真 ⑦建設工事費に係る領収書等の写し ⑧建設工事に係る住宅の確認済証及び検査済証（建築基準法の規定による）の写し ⑨建設工事に係る住宅の配置図及び各界平面図※変更が生じた場合 ⑩省エネ基準レベルの適合を証明する書類	受理 （書類審査）
受領	確定通知
5. 請求書 ※確定通知書受領後10日以内 ①請求書（第11号様式） ②通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）	支払い通知

藤枝市木造住宅建替事業 書類は全て1部

<② 除却工事費を補助対象とした申請>

申請者	市
1.交付申請書 ※契約前に申請が必要です。 ①交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（第1号様式その2） ③案内図（原則1/2500以上の地図） ④公図の写し ⑤申請者が建物所有者以外の場合、所有者の承諾書 ⑥通知連絡先 【除却建物に係る書類】 ⑦除却工事費のわかる見積書の写し ⑧昭和56年5月31日以前の建築を証明するもの(次のいずれかの写し) Ⅰ) 建築確認通知書 Ⅱ) 固定資産登録事項証明書（家屋） Ⅲ) 家屋登記簿 ⑨既存住宅が耐震性のないことを確認できるもの(次のいずれかの写し) Ⅰ) 専門家による耐震診断結果報告書 Ⅱ) 容易な耐震診断調査票 ⑩住み替えの後の住宅が地震に対して安全な構造であることが確認できるもの ⑪既存住宅の配置図及び各階平面図 ⑫除却工事前の写真	受理 （書類審査）
受領	交付決定通知
契約・事業開始（※決定通知書の日付以降に契約してください。） 2. 変更承認申請書 <補助金の額に変更が生じた場合> ①変更承認申請書（第5号様式） ②事業計画書（第1号様式その2） ③申請時の書類のうち変更が生じたもの 3. 中止又は廃止をする場合 ①計画廃止(中止)届（第7号様式）	受理 （書類審査）
受領	変更承認通知
事業完了	
4. 実績報告書 ※事業完了をしてから30日以内かつ2月末まで ①事業完了実績報告書（第9号様式） 【除却建物に係る書類】 ②除却工事の完了写真 ③除却工事費に係る領収書等の写し ④建築物除却届（建築基準法第15条第1項の規定による）の写し ⑤建設リサイクル法の届出の写し ※届出対象工事のみ	受理 （書類審査）
受領	確定通知
5. 請求書 ※確定通知書受領後10日以内 ①請求書（第11号様式） ②通帳の写し（口座や支店名の記載がある部分）	支払い通知